

介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。納め方は法律で決められているため、自分で選ぶことはできません。

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が 年額18万円（月額15,000円）以上の人

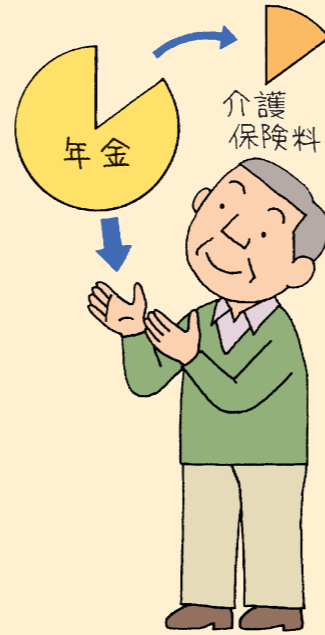
特別徴収

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは特別徴収の対象にはなりません。

年間保険料は6月以降に確定します。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は暫定的に前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

前年度	本年度					
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
本徴収	仮徴収			本徴収		
	前年度2月と同額を納めます。			確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。		



年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 新たに65歳になった場合
- 年金の受給が始まった場合
- 他の市区町村から転入した場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が 年額18万円（月額15,000円）未満の人

普通徴収

市区町村から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

口座振替がおすすめです！

- 便利** 納期のたびに金融機関に行く必要がありません。
- 安心** 自動的に引き落としされるので、納め忘れの心配がありません。
- 確実** 一度手続きをすると、自動的に翌年度以降も継続されます。

右のものを持って、市区町村指定の金融機関でお申し込みください。

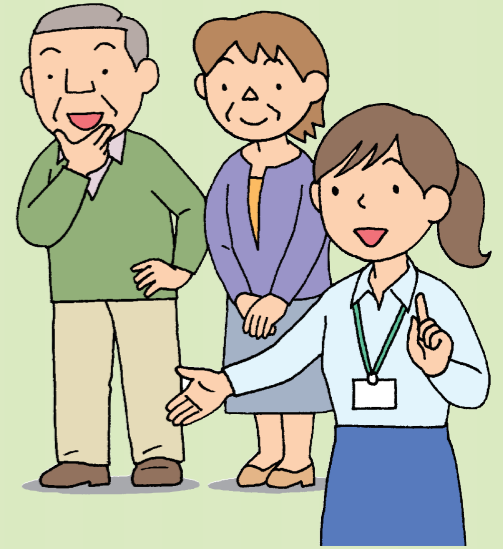
- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。



65歳以上のみなさんへ

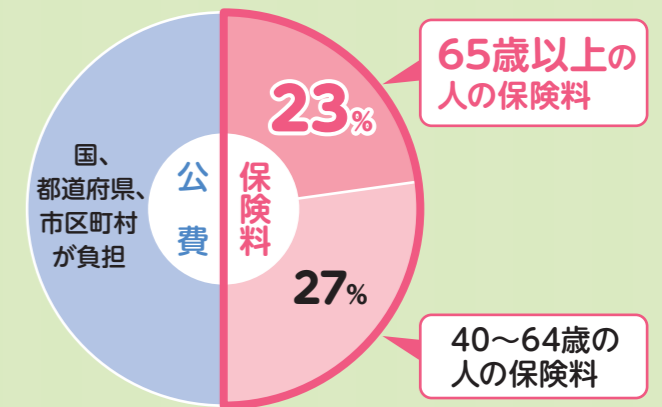
介護保険料 のご案内



介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、「公費」を財源として、運営されています。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険の財源割合（令和6～8年度）



介護保険料が 決まりました！

介護保険料は3年ごとに見直されます。令和6年度からは、第9期（令和6～8年度）の介護保険料になりました。

介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。また、これらの措置を受けても保険料を納める義務はなくなりません。

- 納期限を過ぎると** 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。 **ご注意ください！**
- 1年以上滞納** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料にあてられる場合があります。
- 2年以上滞納** サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費などが受けられなくなります。



災害などの特別な事情で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口にご相談ください。